

「カルト問題から考えるキリスト教社会倫理の課題」研究会
「安全な場としての宗教」を考える
—コンプライアンスの再構築とキリスト教社会倫理

卓 志雄

Tahk Jih-woong

I. 予備的考察

本稿では、2022年7月に発生した安倍晋三元首相銃撃事件以降、世界平和統一家庭連合（旧統一協会、以下「統一協会」）の解散をめぐって社会的に展開されてきた一連の動きを概観する。その上で、統一協会およびエホバの証人において指摘されてきた反倫理的問題、特にいわゆる「宗教2世」に対する虐待問題の具体的事例を、日本国内および海外の事例を含めて紹介する。

あわせて、これらの問題に対して既存のキリスト教会および政府がどのような対応を行ってきたのかを整理する。さらに、既存のキリスト教会、なかでもアングリカン・コミュニオンが取り組んできた「セーフチャーチ・ガイドライン」に注目し、宗教におけるコンプライアンスの再構築の可能性を検討する。

本稿の目的は、カルトと呼ばれる団体の問題を批判的に検討することにとどまらず、キリスト教会そのものが社会倫理的責任をどのように果たし得るのか、また「安全な場」としての宗教のあり方をどのように再構築できるのかを論じることにある。

II. 「カルト」—何が問題なのか

2023年10月21日、盛山正仁文部科学大臣は、統一協会に対する解散命令を、宗教法人法に基づき東京地方裁判所に請求した。文部科学省は、違法な勧誘行為や高額献金による被害の実態などを示す約5,000点に及ぶ証拠資料を提出し、解散命令請求は受理された。

その後、東京地方裁判所において非公開での審理が継続して行われ、2025年3月25日、同裁判所は旧統一協会に対する解散命令を決定した。裁判所は、教団の活動が長期間にわたり多数の信者等に深刻な被害を与えてきた点を重く見たものとされる。

これに対し、統一協会側は同決定を不服として東京高等裁判所に即時抗告を行い、現在も高裁において審理が続いている。高裁では、地裁決定が認定した「違法な高額献金」等の評価を覆すべく、教団側は、いわゆる「コンプライアンス宣言」以降の改善努力や問題解決への対応を主張している。

一方、文部科学省は、地裁決定は妥当であり維持されるべきであるとして、教団側の主張に反論している。今後の高等裁判所における司法判断の行方が注目されている。

この解散命令請求が正式に決定されたことを受け、諸教派のキリスト教団体は共同で声明文を發表することを決定した。以下に、その全文を引用する。

世界平和統一家庭連合（旧・統一協会）に対する解散命令請求に関する声明

わたしたちは、世界平和統一家庭連合（旧・世界基督教統一神霊協会）およびその関連団体による被害者から寄せられた相談を受け、救済のための活動に取り組んできました。わたしたちは、国が旧・統一協会の実態を綿密に調査し、解散命令請求を裁判所に提出したことを評価します。

旧・統一協会は、法令に違反し、著しく公共の福祉を害する「破壊的カルト」であると、わたしたちは認識しています。しかしながら、旧・統一協会に対する批判が、現役信者とその家族、脱会者とその家族に対する差別につながってはなりません。教化・育成の過程において自由意志をゆがめられ、継続的な情報操作や精神的、あるいは経済的虐待を受け続けた結果、これまで旧・統一協会を離れる機会を得られなかった被害者も多く存在すると考えます。

旧・統一協会およびその関連団体は、金銭収奪の問題にとどまらず、被害者一人ひとりの人生全体に、長期間にわたる深刻な悲しみと苦しみを与えてきました。また、旧・統一協会およびその関連団体と国会・地方議会の政治家との癒着関係、さらにはそれが政治にどのような影響を与えてきたのかについて、その全容ははまだ十分に明らかにされていません。

わたしたちは、国が旧・統一協会の違法性・悪質性を認定した新たな局面を見据えつつ、今後も引き続き、旧・統一協会およびその関連団体によるすべての被害者に寄り添い、支援していきます。

2023年11月25日

カトリック中央協議会／在日大韓基督教会／日本イエス・キリスト教団／日本基督教団
／日本聖公会／日本バプテスト連盟／日本福音ルーテル教会／日本キリスト教協議会

この声明は、複数の教派が共同で発表したものであるため、各教団の認識や立場の違いを踏まえた調整が必要となり、意見の集約は必ずしも容易ではなかった。著者が所属する日本聖公会は、声明文の原案に対し、「統一協会は法令に違反し、著しく公共の福祉を害する『破壊のカルト』である」という表現を明確に盛り込むことを求め、統一協会が反社会的団体であるという事実を直視するよう強く要請した。また、統一協会と政治家との癒着関係に言及する文言の追加を求めた。一方で、被害者やその家族が経験してきた痛みが、新たな差別を生み出すことがあってはならないという点については、全面的に同意した。

このように、カルト団体をめぐる社会的問題は多岐にわたるが、なかでも弱い立場に置かれやすい子どもや女性に対する虐待の問題は、特に注目すべき課題である。宗教が本来担うべき「人の尊厳を守る働き」と現実との乖離が、ここに鋭く問われているのである。

Ⅲ．宗教における反倫理的問題の実相 — 宗教2世・虐待・倫理の岐路

宗教団体によっては、その組織運営や教義・慣行の中に、弱い立場の構成員に対する抑圧的・反倫理的な実践が存在してきた。いわゆる「宗教2世」と呼ばれる、宗教団体に属する親のもとで育つ子どもたちの中には、家庭内外での教育・交流が制限され、社会との関係構築が阻まれる事例があり、尊厳や人格形成に重大な影響が生じているとの指摘がある。宗教2世問題においては、社会生活や一般常識の習得機会が奪われるなど、具体的な生活レベルの不利益や差別的扱いが生じていることが指摘されており、キリスト教会においても同様の問題を自己点検し、これを新たに生み出さない責任があるとされる。

このような問題は、単に宗教団体内部の課題にとどまらず、社会全体の人権・倫理問題としても認識されてきた。宗教2世団体や支援団体は、身体的・心理的虐待、ネグレクト（育児放棄）、経済的搾取などの深刻な被害が継続していると報告し、根本的な解決には法制度と支援体制の整備が必要であると訴えている。

また、統一協会やその他カルト系と指摘される団体に対しては、政府による法的対応や裁判手続きが進められる一方で、宗教の自由との関係も議論されている。こうした複雑な課題を前に、教会はただ外部の団体を批判するだけでなく、自己の信仰共同体内で同様の問題がないかを常に問い直す必要がある。

1. 統一協会における虐待

2022年7月に発生した安倍晋三元首相銃撃事件において、殺人および銃刀法違反などの罪で山上徹也被告は起訴された。山上被告の公判において、弁護側は、被告を単なる加害者としてではなく、「宗教虐待の被害者」として捉える視点が不可欠であると主張している。弁護側は、被告が子どもの頃から、母親による過度な献金や宗教活動の影響を受け、家族関係が崩壊し、経済的にも精神的にも極めて困難な状況に置かれていたことを明らかにした。

このような環境は、いわゆる「宗教虐待」に該当するものであり、被告が自己表現や自己肯定感を十分に形成できないアダルトチルドレン状態にあった可能性が指摘されている。また、悲惨な家庭環境や長期にわたる精神的圧迫が、被告の行動に影響を与えた可能性も示唆されており、公判では精神的虐待の側面が強く強調されている。

この事件を契機として、「宗教2世」という言葉がソーシャルメディア上で急速に広まり、社会的な関心を集めるようになった。

一般に「宗教2世」とは、親が宗教団体に所属している家庭で育つ子どもを指す表現である。宗教的信仰を尊いものとして受け止め、自らの救済体験を通して得た「よいもの」を次世代へと伝えていく営みは、「信仰の継承」として本来尊重されるべきものである。しかし一方で、自らの信仰を守ることや「信仰の継承」という名目のもとで、子どもや立場の弱い人々の心身や魂が傷つけられている現実が存在することも否定できない。このような状況は、個人の内面の問題にとどまらず、明確に反社会的な問題として捉えられるべきである。

安倍晋三元首相を殺害した山上徹也被告は、犯行直前、あるジャーナリストに宛てて次のような手紙を送っていたと報じられている。

「……母の入信から、億を超える金銭の浪費、家庭崩壊、破産……この経過とともに私の10代は過ぎ去りました。その間の経験は、私の一生を歪ませ続けたと言って過言ではありません。個人が自分の人格と人生を形作っていくその過程、私にとってそれは、親が子を、家族を、何とも思わないがゆえに吐ける嘘、止める術のない確信に満ちた悪行、そして終わることのない衝突、その先にある破壊でした。……」

さらに山上被告は、2020年にもSNS上で次のような投稿を残している。

silent hill 333

@333_hill

オレが14歳の時、家族は破綻を迎えた。統一教会の本分は、家族に家族から窃盗・横領・特殊詐欺で巻き上げさせた上がりや、すべて上納させることだ。70を超え、バブル崩壊の苦しみを背負った祖父は、母に対して怒り狂ったというより、むしろ絶望していたと言う方が正しい。包丁を持ち出したのは、その時だった。

午前10:58・2020年1月26日

Twitter Web App

これらの言葉は、宗教的熱意の名のもとで家庭が崩壊し、子どもが深刻な精神的・社会的被害を受ける現実を生々しく示している。宗教が本来もつはずの「人を生かす力」が、いかにして人の尊厳を傷つけるものへと転化し得るのかという問いが、ここに鋭く突きつけられているのである。

「宗教2世」への宗教的虐待の実態と、その影響によって成人後も苦しみ続けている人々は、山上被告のように凶行に及ぶことはなくとも、親による多額の献金もたらす家計の困窮や、組織的な信仰の強要、それに伴うさまざまな人権侵害によって、静かに、しかし深く傷つき続けている。

また、2022年10月7日には、統一協会の信者2世である小川さゆり氏が記者会見を開き、宗教2世の置かれている厳しい現実を社会に向けて訴えた。これに対し、統一協会は小川氏の両親の署名が付された文書を報道機関に送り、小川氏を中傷するとともに、記者会見の中止を求めたとされている。

この対応は、統一協会が自らの問題を省みる姿勢を欠いていることを示すだけでなく、問題を告発する宗教2世に対してまで公然と圧力を加えるものであった。ここには、宗教団体の内部で構造的に繰り返されてきた抑圧と、人権意識の欠如が如実に表れていると言える。

2. エホバの証人による虐待

2022年12月27日、厚生労働省は「宗教等の信仰に関する事案についても、児童虐待に該当する行為があり得る」ことを明確にし、具体例を示したガイドラインを公表した（令和4年12月27日付 子発1227第1号 厚生労働省子ども家庭局長通知。以下「宗教虐待Q&A」とする）。

これを受けて、エホバの証人問題支援弁護団は、同団体に関する各種問題について実態調査を実施した。調査は、「宗教虐待Q&A」において児童虐待に該当すると想定されている事例、すなわち①輸血拒否、②いわゆる「鞭」による身体的

虐待、③「証言」と称される信仰告白や伝道活動の強制、④忌避（排斥）などについて、同 Q&A の内容に即して網羅的に行われた。

また、「エホバの証人」の宗教二世らによって構成される「JW 児童虐待被害アーカイブ」は、2023年11月28日、宗教二世に対する性的虐待に関する調査結果を公表した。それによれば、159人から被害申告があり、そのうち約9割が年齢に見合わない性的表現を含む資料を見せられたと回答し、2割強が身体を触られるなどの直接的な性暴力を受けたと訴えている。

さらに、「エホバの証人教団内での性的虐待に関する調査報告」によると、「信者から性暴力を受けた」と回答した者は37人であり、そのうち未成年時の被害は35人、男性被害者も5人含まれていた。被害内容（複数回答）は、「身体を触られた」が24件で最多であり、「下着姿や裸を見られた、または撮影された」が11件、「性交渉を強要された」が4件であった。加害者については、約半数が教団内の役職者であるとされている。また、21人が「被害を訴えれば鞭（体罰）を受ける」などの理由から、被害相談を行っていなかったと回答している。

厚生労働省の「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関する Q&A」では、性的虐待に該当する行為として、例えば以下のような行為が明示されている。

- ・教育と称して、年齢に見合わない性的表現を含む資料を見せる、あるいは口頭で伝える行為（5-1）
- ・宗教団体の職員等に対して、自身の性に関する経験を話すよう強制する行為（※ネグレクトに該当）（5-2）

前述の調査では、教団および教団関係者から受けた虐待被害について、その内容を A～C の三類型に分類し、質問が行われている。

さらに、日本聖公会正義と平和委員会憲法プロジェクト主催による「いのちをみつめる祈りの集い」が、2024年4月8日、「宗教二世の痛みと日本の憲法」をテーマに開催された。当日の語り手であった夏野なな氏（宗教二世支援団体・一般社団法人スノードロップ代表）は、自身の体験を次のように証言している。

「……我が家は祖父母の代から信仰しており、両親も教団内結婚でした。そのため、小学校に入学するまでは信者以外との接触をほとんど持たずに育ちました。信仰を持たない親族とはすでに疎遠であり、『サタンの影響を受ける』という理由から、幼稚園や保育園にも通わせてもらえませんでした。私は一度も信仰を持ったことがなく、宗教活動への参加は完全な強制でした。親世代も宗教二世であったため、精神的に病んでしまった者も多く、頼れる大人は周囲にいませんでした。

こうした環境に耐えきれず、中学生のときに家出をしています。私が属していたエホバの証人は、子どもに対する組織的な虐待を伴う強制を長年にわたり続けてきました。2022年に厚労省から『宗教の信仰等に関係する児童虐待等への対応に関するQ&A』が発出されましたが、エホバの証人は、そこに示された虐待類型をほぼ網羅的に行っており、極めて悪質です。私自身、教団が発行する出版物の学習、集会や布教活動への参加、祈りなどを日々強要され、拒否すれば鞭によって従わされました。選択肢が示されたことは一度もありません。また、学校行事への不参加の強制や、自己の意思に反して輸血を拒否する旨を記したカードの携帯も求められていました。これらの行為は、憲法に定められたさまざまな権利を著しく侵害するものであり、実際に鞭や輸血拒否によって命を落とした人がいるにもかかわらず、長年にわたり看過されてきたのです……」

3. 海外の事例 — 韓国の出来事

(1) 摂理（JMS／キリスト教福音宣教会）

摂理（JMS、キリスト教福音宣教会）の総裁である鄭明析（チョン・ミョンソク）氏は、2009年、女性信者に対する強姦致傷などの罪により、懲役10年の実刑判決を受け服役した。しかし、2018年に出所した後も、忠清南道（チュンチョンナムド）月明洞（ウォルミョンドン）にある修練院などにおいて、香港籍の女性メイプル氏に対し23回にわたる性的暴行を加えたほか、オーストラリア国籍のエイミー氏（当時31歳）や韓国人女性に対しても、日常的に性加害を行っていたことが明らかとなった。

これらの行為について、鄭被告は女性信者らへの準強姦などの罪に問われ、懲役17年の実刑判決を受けた。被告側は上告していたが、韓国最高裁第2部（裁判長・オ・ギョンミ）は2025年1月9日、上告を棄却する判決を言い渡し、懲役17年の刑が確定した。これにより、すでに拘束されていた期間約2年を除き、鄭被告は今後15年間服役することとなった。

JMS被害者支援に関わってきた檀国大学のキム・ドヒョン教授は、「JMSと類似した事件が繰り返されないためには、宗教を利用した犯罪に対して加重処罰を可能とする立法的補完が必要である」と指摘している。

また、実名で告発を行った被害者の一人である香港籍のメイプル氏（30歳）は、判決後の記者会見で、「複雑で長い戦いが、今日ついに終わりました。国民の皆様のご関心と支援に感謝します」と語り、安堵の表情を見せた。さらに、「香港で過ご

す間、精神的に非常につらく、進路についても将来が見えない状態でした。今も仕事は見つかっていません。それでも、すべてが終わった今、新しく始められると感じています」と心情を吐露し、「正義が確かに存在することを知りました。3年間に受けた傷が消えることはありませんが、これ以上鄭氏による被害者が生まれないことが保障された点に安堵しています」と述べた。

(2) 恩恵路 (ウネロ) 教会 (グレースロード・チャーチ / GR グループ)

恩恵路教会の教主である申玉洙 (シン・オクジュ) 氏は、児童福祉法違反 (児童虐待) などの罪に問われ、2025年1月15日、韓国・水原地裁刑事第5部において控訴審判決を受けた。裁判所は、懲役6年を言い渡した原審判決を破棄し、懲役4年6月の実刑判決を言い渡した。また、40時間の児童虐待治療プログラムの履修および、児童・障害者関連機関への10年間の就業制限も命じた。

控訴審裁判部は判決理由において、「被告人は『脱穀』を宗教的行為と称して、信徒に対し直接暴行を加え、あるいは他の信徒に暴行を行わせるなど、暴力が常態化した環境を作り出していた」と指摘した。さらに、「脱穀を名目に、未成年の子どもに親の頬を殴らせるなど、反人倫的な行為が行われており、その社会的害悪は極めて大きい」と断じた。

加えて裁判所は、「暴行を加えた者、被害を受けた者、それを目撃した者すべての人間性を損ない、暴力への耐性を形成するなど、極めて悲惨な犯罪である」とし、「たとえ被告人自身の宗教的信念に基づくものであったとしても、法的に容認されるものではない」と明確に判断を示した。

恩恵路教会は、申玉洙氏を聖霊の体現者と位置づける単立教会であり、信者数は韓国国内で約600人、海外信者を含めても1,000人未満と推定されている。同教会はフィジーに活動拠点を設け、約400人の信者が集団移住し、事実上「奴隷状態」に置かれていたとされる。これを受け、2023年9月、フィジー政府は教団幹部7人を国外追放処分とした。

同教会は日本国内でも活動していることが報告されており、今後勢力を拡大した場合、韓国と同様の暴力事件が発生する可能性があるとして、警戒が呼びかけられている。

(3) 朴玉洙 (パク・オクス) の「グットニュース宣教会」

2024年5月24日、韓国警察は、全身にあざのある状態で教会から病院に搬送され、

その後死亡した女子高校生の事件をめぐり、50代の女性信徒に対して児童虐待致死罪を適用し、検察に送致したと発表した。

仁川警察庁女性・青少年犯罪捜査係によると、被疑者である女性信徒 A（55歳）は、2024年3月から5月15日までの間、仁川市内の教会において、女子高校生（17歳）に対し、全身にあざができるほどの虐待を加え、死亡させた疑いが持たれている。当初、殺意の有無についても検討されたが、警察は故意性を認めるには至らないとして、児童虐待致死罪を適用した。警察は、死亡した少女の全身に複数のあざが確認されたことから、継続的な虐待が行われていたと判断し、事件発覚の約2か月前から同教会で共に生活していた A 被告を緊急逮捕した。

この事件が起きた「グットニュース宣教会」は、韓国における「救援派」系列の一つとされる。「救援派」とは、イエス・キリストによる贖いは一度成立すれば永遠に有効であり、救われた後の罪は問題にならないとする教理を特徴とし、倫理的行為や悔い改めを軽視する傾向があることから、韓国の主要キリスト教団体によって異端と位置づけられている。

朴玉洙氏は、NPO 法人「IYF 国際青少年連合」を設立し、日本国内においても大規模な国際フェスティバルを開催するなど、国際交流を名目とした布教活動を展開している。今後も同様の活動が拡大する可能性があるため、注意深い検証が求められる。

IV. 反面教師としての問い直し

これらのいわゆる「宗教2世」をめぐる深刻な問題を受けて、既存のキリスト教会もまた、自らの共同体のあり方を問い直す必要に迫られている。こうした認識のもと、2023年10月23日、「日本基督教団カルト問題連絡会」は次のような宣言を発表した。

いわゆる「宗教2世」問題を新たに作らないための約束と宣言

昨今、世間で注目を浴びている、いわゆる「宗教2世」（宗教団体に属する親が、法令に違反する行為や人権侵害を容認する教えや指導に従うことで、尊厳を傷つけられてきた子どもたち）の問題は、私たちキリスト教会にとっても無縁ではなく、同様の問題を起こしてないか、今後新たに起こさないか、自己を振り返りつつ、注意していく責任があります。

複数の報道で知られるような、いわゆる「宗教二世」の中には、同じ組織の者以外と遊んだり、交流を持ったりすることが制限され、社会の常識や共通認識を身につける機会を奪われて、成人しても、世間とのギャップに苦しみ、自立困難な道を歩まされている人がいます。また、親が属する団体を「カルト」と呼ぶ人々への不信感や恐怖心を刷り込まれ、容易に周囲へ相談できない状況が作られています。

このような問題を新たに作り出さないために、それぞれの信徒、教師、教会が、子どもたちに対して「何をしてはならないと考えているか」を表明する、約束と宣言を作りました。この約束と宣言は、誠実な信仰継承の仕方について問い続けるための叩き台であり、各教会、各地区、各教区で話し合っ、この問題に対する、それぞれの姿勢を表明する際、用いていただくことを願うものです。

- ①私たちは、子どもたちの「信じる自由」と「信じない自由」を尊重します。本人の意志を無視して会員になるための信仰告白をさせること、勧誘などの伝道活動を強要しません。
- ②私たちは、いかなる理由でも、子どもたちへの暴力は許されないと、繰り返し、確認し続けます。「教育」や「しつけ」と称する虐待、ハラスメントを支持しません。
- ③私たちは、宗教的観念で子どもたちを脅しません。裁きや罰、地獄や終末への恐怖を用いて自由にものを言えなくし、疑問を拒絶して、大人の指示に従わせることを行いません。
- ④私たちは、子どもたちの医療へのアクセスを制限しません。子どもたちに必要な通院、入院、投薬を妨げません。
- ⑤私たちは、生活が破綻するような献金や、子どもを長時間放置するような奉仕を支持しません。子どもの健康、成長、進学に必要なお金と時間を奪いません。
- ⑥私たちは、子どもたちが、同じ組織の者以外と遊んだり、交流を持ったりすることを制限しません。子どもたちの友人関係や交際相手を規制しません。
- ⑦私たちは、信仰を持たない子どもたちと家族との関係を破壊しません。信仰から離れた家族との接触を禁じたり、コミュニケーションを制限したりすることを行いません。
- ⑧私たちは、子どもたちの教育を受ける権利を侵害しません。教会活動へ従事させるために、子どもたちの進学、就職を妨害しません。

2023年10月23日 日本基督教団カルト問題連絡会

この宣言は、教会が自らを「カルトとは無関係である」と主張するためのものではない。むしろ、教会が教会らしくあること、すなわち人間の尊厳と自由を守る共同体であり続けることこそが、教会本来の使命であることを確認するための

出発点である。その意味で本宣言は、反面教師としての現実から学び、教会が不断に自己検証を続けていく決意表明であると言える。

V. 既存キリスト教会の対応 — セーフチャーチとコンプライアンス

キリスト教会は、信徒の尊厳と安全を守る使命を負っている。それは礼拝や共同体形成のみならず、教会が成員の生活に関与するあらゆる場面において求められる倫理的責務である。しかし、現実には教会内部においても信徒間の力関係や無自覚な構造的問題が存在し、安全でない状態が発生することがある。こうした事態への対応として、教会自身が内部規範と行動基準の再構築を進める動きが重要になっている。

アングリカン・コミュニオンは、こうした安全性の問題に対応する枠組みとして、2019年に「セーフチャーチ・ガイドライン」を策定し、各管区・教会が信徒の安全を確保するために取り組むべき基本方針と具体的指針を示している。これらのガイドラインは、とくに子ども、青年、脆弱な立場の大人の安全を高めることを目的としており、各教会が安全な環境づくりを具体的に進めるためのベースラインとして位置づけられている。

1. 「セーフチャーチ・ガイドライン」、その背景—既存のキリスト教会における虐待

(1) 欧米における諸問題

このガイドラインができた社会的背景には、2000年代に入って次々と報道された欧米のキリスト教聖職者による性虐待事件、ことに子どもへの性虐待事件があった。

2000年代に入り、世界各地、特にヨーロッパやアメリカにおけるカトリック司祭が犯した性的虐待事件が告発されるようになった。それも一因なのだろう、ヨーロッパや北米のカトリック信者数の人口における割合は低下し、これらの地域では司祭の数も年々減少している。

また英国聖公会のウェルビー・カンタベリー大主教は2024年11月12日に辞任を宣言した。辞任を宣言した背景には、英国聖公会の子ども牧会後援者であったジョン・スマイス (John Smyth) (1941-2018) の児童虐待を隠蔽したという疑惑があったからである。ジョン・スマイスは弁護士として国教会内の子ども牧会を積極的に後援する奉仕者であり、1974年から1982年までは宣教団体であるIwerne Trustの議長を務め、夏季聖書学校を率いていた。

ところが、この時期、ジョン・スマイスは聖書学校で出会った子どもたちを家

に呼び、暴行、レイプ、精神的搾取などで虐待していた。Iwerne Trust はこれに対する内部報告書を作成したが、警察には報告されなかった。時間が経ち、2012年、当時の被害者が書いた手紙が教会に届けられ、この事件は教会内部の報告システムを何度も経て、2013年8月頃には当時カンタベリー大主教に選出されたばかりのジャスティン・ウェルビーまで届けられた。

警察でも似たような時期にこの事件を認知したが、教会側が資料を提出しなかったため、捜査にはつながらなかった。その後、2016年にIwerne Trustの報告書が公開され、2017年にチャンネル4がこれを基にジョン・スマイスを告発する放送を行い、これにより警察の正式な捜査が開始された。

2024年11月4日には独立調査委員会の最終報告書が発行されたが、本項の内容は全てこの報告書を基に作成されたものである。発刊1週間後、彼は「警察に事件を知らせたという話だけを聞き、適切な解決策が出ると勘違いした。我が教会は重過失で虐待被害者を保護できなかったのも、被害者に対する深い遺憾の意として辞任する」という言葉を残して辞任した。そして2025年1月6日、法的にも辞任し、完全に引退することになった。

子どもに代表される弱い立場におかれている人々にとって、教会は安全な場所ではなかったことが明らかにされたという経緯がある。そのような事件がおきる教会の構造上の課題については、既存の日本のキリスト教会、日本聖公会も決して例外ではない。

(2) 日本聖公会京都教区のH元牧師性暴力事件

日本聖公会京都教区では、1983年頃から数年にわたり聖職者による少女への性暴力が行われるという事件があった。教区は、2001年に被害を受けた方から事件についての訴えがあったにもかかわらず、被害者との対応に大きな過ちを犯し、深刻な二次加害を起こしてきた。このことへの深い反省を踏まえ、教区は被害を受けられた方への謝罪と再発防止のため検証作業に取り組み始め、2008年に『H元牧師、少女性的虐待事件への2001年当時の教区の対応についての調査報告書』としてまとめた。しかしながら、「教区による二次加害」の深刻さへの認識は不十分であった。

このため、『H元牧師性暴力事件における京都教区による二次加害検証報告書』を作成した。2022年9月24日（土）に臨時教区会を開き、検証報告書および検証報告書発行を受けての教区主教による謝罪、常置委員会からの報告および意見

交換を行い、これまでの教区の過ちに向き合い、検証報告書において指摘されている課題を受け止め、このことをこれからも教区の重要な課題として受け止めていくことを確認した。

2. 「セーフチャーチ・ガイドライン」への取り組み

教会は神によって建てられ、神の民が集められている場である。神の民は、生きるために教会に集い、心と魂の平安を求め、主が望まれる神の国をこの世にもたらすために共に歩んでいる。教会は、その歩みを支える力と平安が与えられた、安全な場所である。

しかし、「安全」であるはずの教会の中において、相手の意に反する言動によって心や身体を傷つけることや、性的虐待や身体的暴力などのさまざまな行為によって相手の尊厳を損なうことが起きている。こうした出来事は、神にかたどって創られた人間の尊厳が踏みにじられる深刻な問題である。

このような問題に対して、2019年の第17回 全聖公会中央協議会（Anglican Consultative Council, 以下、「ACC」）において、全聖公会の諸管区が、「セーフチャーチ・ガイドライン」を施行するようにと勧告が出された。ACCの「ガイドライン」は、アングリカン・コミュニオン諸管区のすべての人たち、ことに子ども、青年、弱い立場のおとなの安全を高めることを目的として定めたものである。「セーフチャーチ・ガイドライン」は教会ワーカー（教会の働き人である教役者・教会委員・役員など）が、日々の教会の活動や教会の組織運営において、子どもや弱い立場におかれた人々の尊厳を傷つけたり、危険にさらしたりすることのないように、教会組織として取り組むべき責任を記したものである。

「セーフチャーチ・ガイドライン」の構成は以下の通りである。

セクション1 虐待が起こったときの牧会的サポート

私たちは、以下のことを通して、虐待を受けた人たち、その家族、被害を受けた教会や関連する施設や地域の人々に牧会的サポートを行います。

- (1) その人たちの経験したことや心配事について忍耐強く思いやりをもって傾聴する。
- (2) 霊的な支援などの牧会的ケアを提供する。

セクション2 虐待への効果的な対応

私たちは教役者やその他の教会ワーカーに対する虐待の申し立てに適切に対応するための方針と手続きを持ち、実施します。それには以下が含まれます。

- (1) 訴えを起こすための手続きの方法を教会内に知らせること。
- (2) 訴えを起こす人に牧会的ケアを手配すること。
- (3) 聖職と他の教会スタッフに対する虐待の申し立てに公平・公正な決定をし、その人たちの将来のミニストリーへの適性を評価すること。
- (4) 影響を受けた教会と、関連する施設や地域の人々へのサポートを提供すること。

セクション3 ミニストリー* 実践のための規準

※ミニストリー：神と人、地域や社会に仕えていく教会の働き

私たちは、教育と研修によって聖職と他の教会スタッフによる牧会的ミニストリーの実践を推進します。

セクション4 ミニストリーの適性

聖職として按手される人や、教会内で責任ある地位に任命される人の適性を、その人の経歴を確認することも含めて、評価する方針と手続きを持ち、それを実施します。

セクション5 安全の文化の推進

私たちは、虐待を防ぐための教育と研修を教会ワーカーに行うことによって、教会と関連する施設や地域の人々に安全の文化を推進します。

日本聖公会は、2012年5月に開催された第59（定期）総会において、決議第12号を通して「日本聖公会ハラスメント防止宣言」を表明した。その中で、「すべての人は、神の似姿として命を与えられたかけがえのない存在であり、その一人ひとりの尊厳は、誰からも侵害されたり傷つけられたりしてはならない。日本聖公会は、人の尊厳を侵害し、あるいは傷つけるあらゆるハラスメントを許さず、その防止に取り組むことを宣言する」と明言している。

それから10年が経過した2022年、世界の聖公会共同体が大切にしてきたこのガイドラインを日本語に翻訳した。しかし、このガイドラインは、日本とは異なる社会的環境、背景、言語、宗教的文化の中で作成されたものであり、そのすべてが日本聖公会において直ちに理解され、適用できるとは限らない。そこで、日本における教会と社会の状況に照らし、日本聖公会にふさわしい「日本聖公会 セーフチャーチ・ガイドライン」を策定し、2026年の完成を目指している。

3. 「セーフチャーチ・ガイドライン」の今後の課題

これまでの取り組みにより、日本聖公会は「教会は信徒一人ひとりが安全に過ごし、尊厳を保ちながら信仰生活を送る場所であるべきである。」「アングリカン・コミュニオン」のセーフチャーチ・ガイドラインは、国際的に認められた安全基準

として教会の安全性向上に寄与するものである。」「日本語訳資料の共有と研修会の実施は、日本の教会共同体における理解を深める助けとなっている。」を確認している。しかし、今後の課題としてはガイドラインが日本の教会現場で具体的に機能するよう、教育と研修の仕組みを継続的に整備すること。また日本の社会制度と調和しつつ、責任ある運用体制を構築すること。そして教会内外に向けてセルフチャーチの理念を発信し、信頼と共感を広めること。

これらは単なる文書作成にとどまらず、教会共同体全体で「安全な教会」とは何かを問い直し、日常の活動として具現化していく取り組みである。

Ⅵ. 宗教団体におけるコンプライアンスと倫理規定 — 自浄作用の可能性

「カルト問題から考えるキリスト教社会倫理の課題」を検討する際、宗教団体における倫理の問題は、教理の確認、それをどのように実践するか、そしてその実践をどのように検証するかという課題と深く結びついている。同時に、宗教法人という社会的存在として捉えるならば、この問題は「コンプライアンス」の課題でもある。

カルト団体においても、形式的にはコンプライアンスが存在する可能性はある。しかし一般的に、カルト団体はその性質上、外部の法的枠組みや社会的・倫理的基準に従うことを拒否、あるいは軽視する傾向が強い。コンプライアンスとは、法令や規則、さらには社会的倫理規範を遵守することを意味するが、多くのカルト団体では、社会の規範よりも教義や指導者への服従が優先され、結果として法制度や社会倫理と対立することが少なくない。

もともと、すべての法規制を完全に無視できるわけではなく、税法や労働法など、国家の統治に直接関わる領域では一定の遵守を余儀なくされる場合もある。しかし、そのような形式的な遵法の背後で、団体の信念や実際の活動が法的・倫理的枠組みを逸脱している事例は少なくない。

統一協会の事例は、その典型である。同教団は、信者の不安をあおる印鑑販売などが2009年2月に刑事事件化したことを受け、同年3月までに、「先祖の因縁等を殊更に結びつけた献金奨励・勧誘行為を行わない」「信者の経済状態に比して過度な献金とならないよう配慮する」といった内容の「コンプライアンス宣言」を行い、信者への指導を行ってきたと説明している。

しかし、全国霊感商法対策弁護士連絡会は、この「コンプライアンス宣言」と実態との乖離を明らかにするため、2009年3月以降の献金などについて返金を求

めた元信者の事例を、各地の所属弁護士を通じて集計した。その結果、教団側と裁判外で和解に至った事例が、少なくとも46件(46人)に上ることが明らかになった。

このように、カルト団体における「コンプライアンス」は、一般企業や市民団体におけるそれとは大きく異なり、しばしば法や社会規範に対して挑戦的、あるいは形骸化したものにとどまる傾向がある。また、カルト団体にも倫理規定が存在する場合はあるが、その内容や目的は、一般社会が共有する倫理とは大きく異なることが多い。

カルト団体は独自の価値観や信念体系を有し、それを維持・強化するために倫理規定を設け、信者の行動や思考を管理する。外部との接触制限、指導者や教義への絶対的忠誠、異論や逸脱に対する排除など、内部で「倫理」とされる規範は、実際には団体の権力維持や信者統制を目的としたものである場合がほとんどであり、一般的な社会倫理とはしばしば対立する。

本来、法令や社会的ルールを守る「コンプライアンス」とは、企業や個人が法令、倫理、社会規範に従い、公正・公平に活動することを意味する。宗教団体もまた社会の一員である以上、宗教団体としていかなるコンプライアンスを守り、どのように社会的倫理を再構築していくのかが問われている。

そして、その議論に先立ち、そもそも宗教団体にとって「守るべきコンプライアンス」とは何か、あらためて明確にされなければならないのである。

Ⅶ. 今後の課題

教会は信徒の尊厳と安全を守るための倫理的責務を負っている。これは集会や儀式における安全だけでなく、信徒の生活全般における危険や虐待を予防する責任でもある。宗教2世問題やカルトの団体に見るような反倫理的实践は決して外部だけの問題ではなく、教会自身も自己点検と改善が必要である。アングリカン・コミュニオンをはじめとする国際的指針は、教会共同体の安全性向上に向けた具体的手法と視座を提供している。

今後の課題としては、「セーフチャーチ・ガイドラインを国内の教会現場に定着させるための教育と研修の継続的な実施」「日本社会の法制度と調和した教会内安全管理体制の確立」「宗教2世や弱い立場にある人々への支援ネットワーク構築と、教会としての共通理解の深化」「教会共同体の内外に向けた透明性ある情報発信と信頼形成への取り組み」が必要である。

教会は単なる信仰共同体ではなく、社会における倫理的な存在である。その責任を果たすためには、信徒一人ひとりの声に真摯に耳を傾け、具体的な安全確保の仕組みを共に築いていくことが不可欠である。(2025年12月22日)

参考文献および引用メディア

- ・ The Korea Times. 2025. "Supreme Court Finalizes 17-Year Prison Term for Religious Leader over Sexual Offenses." *The Korea Times*, January 9.
<https://www.koreatimes.co.kr/southkorea/20250109/koreas-supreme-court-finalizes-17-year-prison-term-for-religious-leader-over-sexual-offenses>
- ・ Korea JoongAng Daily. 2025. "JMS Cult Leader Indicted on Further Sexual Assault Charges." *Korea JoongAng Daily*, April 16.
<https://koreajoongangdaily.joins.com/news/2025-04-16/national/socialAffairs/JMS-cult-leader-indicted-on-further-sexual-assault-charges/2286666>
- ・ The Asia Business Daily. 2023. "JMS Jeong Myeong-seok Sentenced to 23 Years in Prison for Alleged Sexual Assault." *The Asia Business Daily*, December 22.
<https://www.asiae.co.kr/en/article/2023122216021048738>
- ・ The Guardian. 2018. "Shocking Video Shows Pastor Beating Followers of South Korean Cult." *The Guardian*, September 16.
<https://www.theguardian.com/world/2018/sep/17/shocking-video-shows-pastor-beating-followers-of-south-korean-cult>
- ・ Anglican Communion Safe Church. 2019. *Safe Church Guidelines: Guidelines to Enhance the Safety of All Persons (Especially Children, Youth, and Vulnerable Adults)* .
- ・ Anglican Communion Safe Church Commission. n.d. *The Anglican Communion Safe Church Commission Overview*. (Established at ACC-16 as an advisory and implementation body)
- ・ 日本基督教団カルト問題連絡会「いわゆる『宗教二世』問題を新たに作らないための約束と宣言」2023年10月23日 .
- ・ 日本聖公会管区事務所「世界平和統一家庭連合（旧・統一協会）に対する解散命令請求に関する声明」『管区事務所だより』No.392（2023年12月） .
- ・ 関西テレビ「報道ランナー」2022年11月17日放送 .
- ・ 厚生労働省「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ&A」子発1227第1号、2022年12月27日 .
- ・ JW 児童虐待被害アーカイブ「宗教二世に対する性的虐待に関する調査結果」2023年11月28日 .
- ・ 日本聖公会正義と平和委員会 憲法プロジェクト「いのちをみつめる祈り-キリスト者である私が平和憲法にこだわる理由 証言集:宗教二世の痛みと日本の憲法」2025年5月3日 .
- ・ 日本聖公会管区事務所（日本聖公会・ワーキンググループ編）「『セーフチャーチ・ガイドライン』日本聖公会版 策定をめざして」2023年5月1日 .
- ・ 日本聖公会京都教区（H元牧師性暴力事件における京都教区による二次加害検証報告作成チーム編）「H元牧師性暴力事件における京都教区による二次加害検証報告書」2022年8月31日 .